

第四條 決算日、休日及び會社の都合にて中途退場
の場合には日給一人を支給相成度候

第五條 兵事關係に依り休んだ場合は日給の半額を
支給相成度候

第六條 末期より皆勤賞金を廢し年功賞金を御実施
相成度候

第七條 退職手當は六ヶ月未満三十日分、一ヶ月未満
は四十五日分、以上一ヶ月を増す毎に一日分
を計算相成度候、但し三ヶ月未満は支給せず

第八條 最低賃金を九割、通り御実施相成度候